

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 建築士法施行令の一部改正

一 一級建築士の免許の登録手数料の額を二万八千四百円とするものとすること。

(第三条関係)

二 一級建築士試験の受験手数料の額を一万七千円とするものとすること。

(第四条第一項関係)

第二 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正

一 二級建築士又は木造建築士の免許の登録手数料の額を二万四千四百円とするものとすること。

(本則の表三十九の項の1関係)

二 二級建築士試験又は木造建築士試験の受験手数料の額を一万八千五百円とするものとすること。

(本則の表三十九の項の2関係)

第三 その他所要の改正を行うものとすること。

第四 附則

一 この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行するものとす

ること。

(附則第一項関係)

二　この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとすること。

（附則第一項及び第三項関係）